

並。

才十六系地方委員会ハ其年三月三回定期ニ開催シ委員三分一以上請求アル時ハ臨時ニ開催ス。

三、地方常任委員会

才十八系地方委員会ハ互選ヨリ若干名、地方常任委員設ケ、地方委員長ヲ以テソノ委員長トス。

才十九系地方委員会ハ左ノ部門ヲ置ク。

- 婦人部
- 組織部
- 教育部
- 政治部
- 争議部
- 共済部
- 調査部

才二十系各部門ハ之ニ相当スル中央部門ノ統制ヲ受ケル。

才二十一系地方委員会ハ各部門ノ部長及副部長ヲ選任ス。

才二十三章 役員

才二十二系地方委員長、地方常任委員、書記

役員上稱入ル員ハ有給ノ無給トシ給料ノ額ハ地方委員会ニ依リ決ス。

才二十三系地方委員長ハ本會ヲ代表シ一般公務ヲ統轄シ其他役員ハ地方委員長ノ統轄トシ之ニ會務ニ關スルモノトス。

才四章 加盟脱退及規律

才二十四系本會ノ包含スル地域ニアル組合ガ日本労働組合評議會ニ加盟シタル場合ニハ同時ニ本會ニ加盟シ、日本労働組合評議會ヨリ除名ナレバ又脱退シタル場合ハ同時ニ本會ヨリ除名又ハ脱退シタルト見做ス。

才二十五系地方評議員會又ハ地方委員会ガ必要ト認めル時ハ所屬組合及組合員ニ對シテ勸告警告ヲ發シ次場合ニハ加盟組合ノ除名ヲ中央委員会ニ請求スルコトガ發スル。

一、日本労働組合評議會ニ對シテ才二十八系ニ定メタル場合。

二、本會ノ會則、地方評議員會及地方委員会ノ重要ノ決定ニ對シテ、重大ノ違反アリタル場合。

才二十六系地方委員会ハ其年三月三回定期ニ開催シ委員三分一以上請求アル時ハ臨時ニ開催ス。

三、地方常任委員会

才十八系地方委員会ハ互選ヨリ若干名、地方常任委員設ケ、地方委員長ヲ以テソノ委員長トス。

才十九系地方委員会ハ左ノ部門ヲ置ク。

- 婦人部
- 組織部
- 教育部
- 政治部
- 争議部
- 共済部
- 調査部

才二十系各部門ハ之ニ相当スル中央部門ノ統制ヲ受ケル。

才二十一系地方委員会ハ各部門ノ部長及副部長ヲ選任ス。

才二十三章 役員

才二十二系地方委員長、地方常任委員、書記

役員上稱入ル員ハ有給ノ無給トシ給料ノ額ハ地方委員会ニ依リ決ス。

才二十三系地方委員長ハ本會ヲ代表シ一般公務ヲ統轄シ其他役員ハ地方委員長ノ統轄トシ之ニ會務ニ關スルモノトス。

才四章 加盟脱退及規律

才二十四系本會ノ包含スル地域ニアル組合ガ日本労働組合評議會ニ加盟シタル場合ニハ同時ニ本會ニ加盟シ、日本労働組合評議會ヨリ除名ナレバ又脱退シタル場合ハ同時ニ本會ヨリ除名又ハ脱退シタルト見做ス。

才二十五系地方評議員會又ハ地方委員会ガ必要ト認めル時ハ所屬組合及組合員ニ對シテ勸告警告ヲ發シ次場合ニハ加盟組合ノ除名ヲ中央委員会ニ請求スルコトガ發スル。

一、日本労働組合評議會ニ對シテ才二十八系ニ定メタル場合。

二、本會ノ會則、地方評議員會及地方委員会ノ重要ノ決定ニ對シテ、重大ノ違反アリタル場合。